

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日には、その日とする)

## 鳥取県規則第五十三号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項を次のように改める。

5 広報文書課長は、文書を郵送するときは、次の各号に掲げる郵送の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める帳簿に登載するものとする。

- 一 料金計器別納による郵送 郵便規則（昭和二十二年逓信省令第二十号）第四十五条の六の規定による郵便料金表示額記録簿
- 二 料金後納による郵送 郵便規則第四十九条第一項の規定による料金後納郵便物差出票
- 三 料金前納による郵送 郵便物発送簿（様式第十八号）及び郵便切手精算簿（様式第十九号）

別表第一農業振興課の項第一号及び第四号中「鳥取県農業委員会」を「鳥取県農業会議」に改め、同項第七号中「鳥取県農業委員会」を「鳥取県開拓審議会」に改め、同項第九号中

「鳥取県農業会議の諮問答申に要する期間を含む。」を「土地改良法

」に改める。

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石破二朗

## 規則

- ◆規則 次  
鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
- ◆告示と畜場法施行細則の一部を改正する規則
- ◆告示 家畜伝染病にかかる家畜の発生
- ◆告示 土地の用途廃止
- ◆告示 道路の位置の指定
- ◆告示 昭和四十五年度鳥取県職員（交通巡視員）採用試験の実施
- ◆告示 猶銃及び空氣銃の取扱いに関する講習会の開催

別表第一農業振興課の項第一号中「米子地方農林振興局長に委任されたもの」を「境港水産事務所長の専決に係るもの」に改め、同項第三号、第四号、

第八号、第十二号、第十三号及び第十七号中「米子地方農林振興局長」を「境港水産事務所長」に改める。

別表第一中都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	一市町村の都市計画法は変更の承認	二市町村が施行する都市計画事業の認可又は変更の認可	二	三個人が施行する土地区画整理事業の認可	一五日 に審議会の諮詢
問答申に要する日数を加えた日数	七日に聽取に要する日数を加えた日数	七日に聽取に要する日数を加えた日数	"	七日に聽取に要する日数を加えた日数	七日に聽取に要する日数を加えた日数

会の諮 問答申 に要す る日数 を加え た日数 七日に 関係先 の意見 聴取に 要する 日数を 加えた 日数	五 一	広報文 書課 に審議 市計画地 方審議会 の答申を 要する。
"	"	"

五 土地区画整理組合の定款の変更の認可又は総会の議決等による組	四 土地区画整理組合の設立の認可又は事業計画の変更の認可	四 土地区画整理組合の設立の認可又は事業計画の変更の認可	四 土地区画整理組合の設立の認可又は事業計画の変更の認可
------------------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

一五〇に事業計画の総覽及び関係先の意見聽取に要する日数を加えた日数

一五	る日数	を加え	た日数	見聽取	に要す	先の意	び関係	縦覽及	計画の	に事業	一五日
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事業計画の綱覧並びに農用地の廃止等の場合には鳥取県農業会議及び施設を管理する土地改良区の意見聽取を要する。

六	市町村が施行する土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の認可又は変更の認可	可	合の解散の認可
一五	一日	に先の意見を聽取る日数を加えた日数	に先の意見を聽取る日数を加えた日数
七	七	土木出張所	農用地の廃止等の場合は鳥取県農業会議及び施設を管理する土地改良区の意見聽取を要する。
八	換地計画の認可又は変更の認可	物に係るものに限る。)	九
一四	風致地区内の風致地建築物の新築区内における建築等の許可	風致地区内の風致地建築物の新築区内における建築等の許可	九
一五	一日	に先の意見を聽取る日数を加えた日数	一日
七	土木出張所	広報文書課	七
一五	一日	に先の意見を聽取る日数を加えた日数	一日
十	屋外広告物の表示等の許可及び許可内容告物条例の変更の許可例(国道又は県道の掘さくを伴うもの及び国立公園、国定公園又は県立自然公園の区域内に係るものに限る。)	鳥取県の規制に関する条例	十
一四	一日	に先の意見を聽取る日数を加えた日数	一日
一五	一日	に先の意見を聽取る日数を加えた日数	一日
七	土木出張所	広報文書課	七

別表第一建築課の項中

九 県営住宅及び鳥取県  
特別県営住宅 営住宅  
の模様替又はの設置

資住宅を除く。) の設  
計審査及び現  
場審査の合否  
の判定 (鳥取  
土木出張所及  
び郡家土木出  
張所の管轄区  
域内に係るもの  
に限る。)  
十二 個人住宅及び  
住宅改良の融  
資住宅の現場  
審査の合否の  
判定 (鳥取土  
木出張所及び  
郡家土木出張  
所の管轄区域  
内に係るもの  
に限る。)

を

十一

十

増築の承認(及び管 理に関する条) 鳥取土木出張所及び郡家土木出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	本出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	本出張所の管轄区域内に係るものに限る。)	本出張所の管轄区域内に係るものに限る。)
個人住宅及び住宅金 貸住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	個人住宅及び住宅金 貸住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	個人住宅及び住宅金 貸住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	個人住宅及び住宅金 貸住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)
資住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	資住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	資住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	資住宅の工事の審査(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)
住宅改良の融資(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	住宅改良の融資(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	住宅改良の融資(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)	住宅改良の融資(鳥取 土木出張所及び住宅金融公 庫の管轄区域に係るものに 限る。)
雇用促進労働火建築物及 宅、中高層耐震建築物及び 産業労働者住宅、中高層耐 震建築物及び産業労働者住 宅に係るものに限る。)	"	"	"

七

七

に改める。

## 鳥取県規則第五十四号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

この規則は、公布の日から施行する。  
昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 附 則

十二 分譲住宅及び 賃貸住宅の工事並びに宅地 造成工事の審査	十二 分譲住宅及び 賃貸住宅の工事並びに宅地 造成工事の審査	十二 分譲住宅及び 賃貸住宅の工事並びに宅地 造成工事の審査
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

朗

と畜場法施行細則（昭和二十九年四月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

## 第九条の表中

倉吉市管と畜場	2
東伯町管と畜場	3

を

鳥取県中部食肉センター

2

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

鳥取県告示第四百二十四号  
家畜伝染病にかかるている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次にとおり告示する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜伝染病の種類		種家畜類の 戸数	羽 数	発生年月日	発生場所	転帰
二	二、四〇〇					
三	二八七	昭和四十五年六月九日	昭和四十五年六月九日	米子市尾高	茨城県東茨城郡	同県北相馬郡
"	"	昭和四十五年六月九日	昭和四十五年六月九日	は埋却又は焼却	同県猿島郡	千葉県香取郡
"	"	"	"	"	同県東八代郡	山梨県山梨郡

## 鳥取県告示第四百二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月三日から用途廃止した。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面積)	用途
境港市弥生町二三番地先から三一ノ一番地先まで		二二一・四四	道路敷

## 鳥取県告示第四百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月九日から用途廃止

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十五年六月十二日から施行する。

昭和四十五年六月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

## 別表

茨城県東茨城郡	同県北相馬郡	同県猿島郡	千葉県香取郡	山梨県山梨郡
梨市	同県中亘摩郡	同県東八代郡	京都府中郡	同府宮津市
磯城郡	岡山県英田郡	広島県三原市		奈良県

した。

昭和四十五年六月十一日

昭和45年6月12日  
り公告する。

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繩 藏

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取警察署に勤務する鳥取県職員（交通監視員）の採用試験です。

場所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字町屋字土石住前九番地先から 四〇〇ノ一番地先まで	一六・三五	道路敷

#### 鳥取県告示第四回一十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年六月三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により公示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年六月十一日

鳥取県知事 石 破 一 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
大阪市浪速区東円手町 八一三 不二興産株式会社 代表取締役 武 田 勇	米子市旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ三 四八九の三 幅員 四・〇〇 メートル 延長 五九・五〇 メートル	

- (2) 職務内容 歩行者の通行の安全の確保、停車又は駐車の規制の執行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行ないます。
- 2 受験資格
- (1) 学歴 学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和17年4月2日から昭和27年4月1日までに生まれた男子に限ります。
- (3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない者
  - イ 禁治産者及び準禁治産者
  - ウ 禁じ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けたことがなくなるまでの者
  - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

公

告

昭和45年度鳥取県職員（交通巡視員）採用試験の実施について次のとお

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立

昭和45年6月12日(第三種郵便物認可)

島 取 県 公 告

した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 3 第1次試験

## (1) 方 法

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、抜一式により行ないます。  
イ 作文試験 公務員として必要な文章による表現能力について行ないます。

## (2) 試験日時及び試験場

試験日 時	試験地	試験場
昭和45年7月19日(日) 受付8時10分～8時35分まで	鳥取市	鳥取県立鳥取西高等学校

## (3) 第1次試験合格者の発表

昭和45年7月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

## 4 第2次試験

第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

## (1) 方 法

ア 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

イ 適性検査 公務員の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

ウ 身体検査 公務員の職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうか

うかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

検査項目	基準	準
身長	160cm以上であること。	
体重	47kg以上であること。	
胸囲	78cm以上であること。	

視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正規力が1.0以上であること。
辨色力	完全であること。
聴力	完全であること。
その他	身体に奇型その他の異常がないこと。

エ 口時及び場所 昭和45年8月中旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

## 5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の眞否その他について行ないます。

## 6 最終合格者の発表

昭和45年8月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

## 7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載されたうえ、鳥取県警察本部長が

ら請求に応じて成績順に提示され、採用者が決定されます。なお採用は、昭和45年9月の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県交通巡視員に任命され、一定期間の教育を受けたのち鳥取県警察本部又は鳥取警察署に配置されます。

(3) 給与は、原則として給料月額23,140円支給されますが、経歴のあるものは、それぞれ上記の額に加算されて給料月額が決定され、その後は定期に昇給します。そのほか、期末、勤勉手当（年間給料月額の4.5月分）、通勤手当、扶養手当等が支給されます。

#### 8 受験手続及び受付期間

##### (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警官派出所若しくは各警察官駐在所で交付します。郵便で申込書の請求をする際は、封筒の表に「交通巡視員申込請求書」と朱書きして先を明記して20円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

##### (2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「交通巡視員受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはつてください。

##### (3) 受付期間

昭和45年6月16日（火）から昭和45年7月15日（火）までとし、郵送の場合は7月15日の消印のあるものに限り受け付けます。

#### (4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続にはじゆうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

#### 9 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定により、獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和45年6月12日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 残 藏

#### 1 開催の日時及び場所

日	時	場 所	受 講 対 象 者
昭和45年7月8日 午後1時から		米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和45年7月14日 午後1時から		鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

#### 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩獵、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、獵銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者。ただし、昭和41年6月7日以後の狩獵者講習会における講習を受け、乙

## 鳥取県公報

(第三種郵便物認可) 昭和45年6月12日 金曜日

種又は丙種の獵者講習修了証明書を有する者は除く。

## 3 講習課目及び講習時間

獵銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

## 4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

## 5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 獵銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印

昭和45年4月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】